

国 技 建 第 2 号
国土建整第 6 5 号
平成 2 4 年 6 月 2 8 日

東北地方整備局
技術調整管理官
北陸地方整備局
技術調整管理官

} 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長
土地・建設産業局 建設市場整備課
労働資材対策室長

東日本大震災の被災地域での建設工事等における
適切な予定価格の算出のための資材価格及び労務費での見積活用の推進について

直轄工事の予定価格の作成については、「平成 24 年度国土交通省所管事業の執行について」（平成 24 年 4 月 6 日付国会公第 200 号）により、工事の施工条件等を十分考慮し、必要に応じて見積を活用することなど適正に決定すること等を通知しているところである。

また、特に東日本大震災の被災地域においては、「東日本大震災の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について」（平成 23 年 5 月 9 日付国技建第 1 号）により、積算単価等（公共工事設計労務単価、機械経費、歩掛等）について積極的に見積を活用するなどして、適正に予定価格を決定すること等を通知しているところである。

今後、復興事業の本格化に伴い、地域によっては一部の建設資材及び労務費について著しい価格高騰が生じ、最新の物価資料及び公共工事設計労務単価の改訂では調査から単価公表等までのタイムラグにより市場の実勢価格と公表価格に乖離が生じるおそれがある。

については上記通知に基づく資材価格及び労務費での見積の活用を一層機動的に推進するために、東日本大震災において特に被災の大きい岩手県、宮城県及び福島県で平成 2 4 年 7 月 1 日以降に入札契約手続きを開始する建設工事の積算に関し、以下に記す取組方針を定めることとするので、適切に運用されたい。

1. 発注段階において使用しうる最新の積算単価を用いるよう努めること。
2. 物価資料等において、急激な価格変動を確認した資材価格については、発注段階において見積を活用するよう努めること。
3. 見積を活用して設定した資材単価は、当該地域で 1 カ月以内に発注する工事において活用できるものとする。
4. 被災地において労務費の高騰が著しい結果、各発注機関（現場事務所等）において現に不調不落が続発していると認められるときは、見積を活用するよう努めること。
5. 4. により設定した単価は、各発注機関の所在地域で概ね 3 ヶ月以内に発注する他

工事において活用できるものとする。ただし、新たに公共工事設計労務単価が改訂された後に入札を行う工事においては、改訂前に設定した見積に基づく単価は適用しないものとする。